第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

以前は、障害の種別（身体・知的・精神）ごとに異なった法律によりサービスが提供されていましたが、契約に基づく支援費制度の導入後、平成１８年度に障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、サービスを利用できる仕組みとなりました。

その後、児童福祉法において障害児支援制度が一元化されたほか、障害の範囲に難病が含まれるなどの制度改正が進められ、平成２５年度より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。)」に基づいた制度となっています。

また、同法において、国と地方自治体が責任を持って財源を確保しながら費用負担を行い、必要なサービスが地域において計画的に提供される体制を整備するため、各年度におけるサービス毎の必要見込量を算出し、その見込量確保のための方策等を定める「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられています。本市においても、平成１８年度から計画期間の３年ごとに策定し、計画の推進を図っています。

一方、平成２８年に児童福祉法の一部が改正され、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、平成３０年度から「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

この度、「第４期日進市障害福祉計画」の計画期間終了に伴い、「第５期日進市障害福祉計画」を策定し、同計画では、これまで障害児についても網羅してきたことから、本市では合わせて「第１期日進市障害児福祉計画」を障害福祉計画と一体的に策定しました。この計画の策定により、平成２５年度に策定した第２次日進市障害者基本計画の後期計画（以下「障害者基本計画」という。）や過去実績等を考慮しながら、継続的な障害者福祉の推進を図っていくための体制整備を進めていきます。

2　計画の位置づけと計画期間

（１）計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第８８条に規定する「市町村障害福祉計画」の第５期と児童福祉法第３３条の２０に規定する「市町村障害児福祉計画」の第１期として、２つの計画を一体的に策定するものです。

また、策定にあたっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号。以下「基本指針」という。）」に基づいて進めてきました。

なお、計画内容については、第５次日進市総合計画や第２次日進市障害者基本計画等との調整を図りつつ、各年度におけるサービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策等を定めるものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 （第１１条第３項）	障害者総合支援法 （第８８条第１項）	児童福祉法 （第３３条の２０第１項）
性格	①障害のある人のための施策に関する基本的な計画 ②長期的な見通しにたって効果的な障害者施策の展開を図る計画	障害のある人に必要なサービスが提供されるよう、必要なサービス量とそれを確保するための方策などをまとめた計画	障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、それを満たせる定量的な目標を設定して、受け入れの体制整備を行う計画
計画期間	１０年間 第１次：平成１１年度 ～平成２０年度 第２次：平成２１年度 ～平成３０年度	３年間（平成１８年度より策定） 第４期：平成２７年度 ～平成２９年度 第５期：平成３０年度 ～平成３２年度	３年間 第１期：平成３０年度 ～平成３２年度
位置づけ	国の障害者基本計画及び愛知県の「２１世紀あいち福祉ビジョン」とともに、障害者福祉を進めるための市の基本的な考え、施策を定めた計画	障害者基本計画の生活支援を中心とした施策の具体的な数値目標	障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための計画

（２）計画期間

障害福祉計画と障害児福祉計画は、３年を１期として作成することとされており、今回の計画期間は、平成３０年度から平成３２年度までとなります。

なお、将来的に第３次日進市障害者基本計画の計画期間との整合を図るなど、必要な調整を進めていきます。

		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
国	障害者基本計画	３次	４次			
	障害福祉計画に係る基本指針	４期		５期		６期
	障害児福祉計画に係る基本指針			１期		２期
県	あいち健康福祉ビジョン					新５ヵ年
	障害福祉計画	４期		５期		６期
	障害児福祉計画			１期		２期
市	障害者基本計画	２次		３次		
	障害福祉計画	４期		５期		６期
	障害児福祉計画			１期		２期

３　対象とする障害者の定義

本計画における「障害のある人」とは、障害者総合支援法第４条第１項の規定に基づく「障害者」（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）、難病患者等）と同条第２項の規定に基づく「障害児」をいいます。

4　障害のある人の状況等

（１）市の人口構造

本市の人口は、年々増加しており、第５次日進市総合計画において、名古屋市と豊田市の間に位置する、恵まれた地理的条件にある本市では、今後も宅地需要を受けて人口増加傾向が続くものと推計しています。近年５年の人口増加率の実績は、平均１．１％となります。

なお、１７歳以下の人口増加率の平均は０．７％となり、増加はしているものの、人口全体と比較して増加率は低い状況になっています。

【表 1-1-1：近年５年の市人口の実績】　単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29
人口	85,365	86,099	87,084	88,256	89,202
増加率	1.2%	0.9%	1.1%	1.3%	1.1%
平均	1.1%				
0-17	17,328	17,557	17,569	17,733	17,803
増加率	0.7%	1.3%	0.1%	0.9%	0.4%
平均	0.7%				

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

【表 1-1-2：計画期間における市人口の想定人数】　単位：人

	H30	H31	H32
予想人口	90,792	92,152	93,501
増加率	1.8%	1.5%	1.5%
0-17	18,083	18,322	18,547
増加率	1.6%	1.3%	1.2%

資料：人口推計シート（各年４月１日現在）

（２）障害のある人

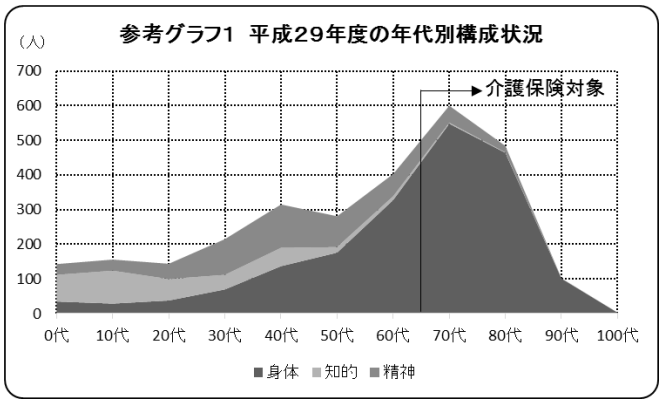
障害のある人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の近年５年の各交付者数の実績推移から、平均増加率が２．９％（表 2-1-1）となっており、本市の人口増加率と比較して大きく増加しています。そのため、計画期間における手帳交付者の予想人数は、予想人口の増加率を大きく上回ると予測されます（表 2-1-4）。

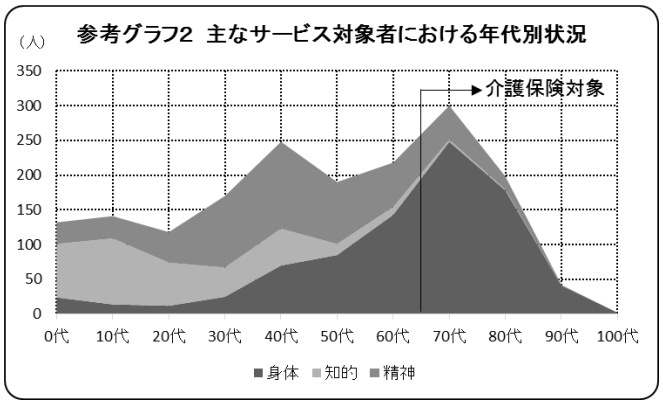
また、障害福祉サービスの主な対象である５０代以下の年代割合は、平成２５年度と平成２９年度を比較して３．８％増加（表 2-1-2）しており、今後も増加していくと予測されます。

身体、知的、精神の年代別構成をみると、全体の構成比率では、身体に障害のある人が６７．８％（表 2-1-1）を占めていますが、障害福祉サービスの主な対象である５０代以下の構成比率（表 2-1-2）では、身体３８．７％、知的２７．５％、精神３３．８％となります。

さらに、障害福祉サービス等の主な対象者として、身体に障害のある人で障害等級が１・２級の人、知的障害のある人、精神障害のある人で構成割合を見てみると（参考グラフ２）、２０代以下の状況としては、知的障害のある人の構成割合が非常に高く、３０～４０代は精神障害のある人の割合が高くなります。５０代以上は身体障害のある人の割合が高くなりますが、５０代以下の身体１・２級の人数は２９年度実績で２３０人（表 2-2-4）となり、視覚、聴覚、内部疾患など、障害特性に応じた支援を必要とする人を考慮すると、さらに対象者は少なくなります。

このことから、主に障害福祉サービスの利用を想定した場合、障害種別の構成割合は、各手帳の交付者数と比例せず、知的と精神に障害のある人が対象となる割合が非常に高くなることがわかります。





【表 2-1-1：近年５年の各手帳交付者数の実績】　　単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H29 構成比率
身体	1,926	1,939	1,920	1,940	1,929	67.8%
知的	310	333	336	350	360	12.6%
精神	383	430	460	508	557	19.6%
合　計	2,619	2,702	2,716	2,798	2,846	100.0%
増加率	6.1%	3.2%	0.5%	3.0%	1.7%	
平均増加率	2.9%					

※各年４月１日の各手帳交付者数の実績による。

【表 2-1-2：５０代以下の人数】　　単位：人

	H25	H26	H27	H28	H29	H29 構成比率
身体	473	467	476	491	485	38.7%
知的	296	320	322	336	345	27.5%
精神	286	318	350	389	424	33.8%
計	1,055	1,105	1,148	1,216	1,254	100.0%
年代割合	40.3%	40.9%	42.3%	43.5%	44.1%	

【表 2-1-3：60 代以上の人数】　　単位：人

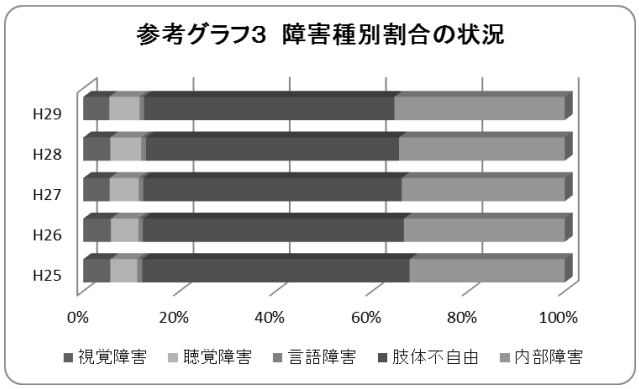
	H25	H26	H27	H28	H29	H29 構成比率
身体	1,453	1,472	1,444	1,449	1,444	90.7%
知的	14	13	14	14	15	0.9%
精神	97	112	110	119	133	8.4%
計	1,564	1,597	1,568	1,582	1,592	100.0%
年代割合	59.7%	59.1%	57.7%	56.5%	55.9%	

【表 2-１-4：計画期間の手帳交付者の想定人数】単位：人

	H30	H31	H32
身体	1,956	1,979	2,003
知的	383	404	426
精神	658	758	871
合　計	2,997	3,141	3,300
増加率	5.3%	4.8%	5.1%

（３）身体障害のある人

身体障害のある人は、近年５年の実績推移から平均増加率は０．９％(表 2-2-1）となっており、人口増加率に比べ増加率は若干低くなっています。部位別の構成割合に特別な変化は見られません（参考グラフ 3)。



また、年代別の構成割合（表 2-2-3）から、基本的に介護保険対象者となる６０代以上の人が４分の３を占めています。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の支援対象となる人は、実質的には４分の１程度となり、対象者の多くが、障害福祉サービス等の利用ではなく、補装具や日常生活用具等の支援事業の利用が中心になると想定されます。

また、５０代以下の人で、障害福祉サービス等の主な対象となる１・２級の人は、２９年度実績で２３０人（表 2-2-4）となります。

さらに、同行援護や意思疎通支援などの障害特性に応じた支援を利用する視覚や聴覚に障害のある人は、１１０人から１２０人程度（表 2-2-5）となります。

【表 2-2-1：近年５年の身体障害者手帳交付者数の実績】　　単位：人

等級別	H25	H26	H27	H28	H29
１級	527	538	555	557	570
２級	264	274	268	280	272
３級	489	482	451	446	437
４級	456	461	450	452	446
５級	105	103	109	111	115
６級	85	81	87	94	89
合　計	1,926	1,939	1,920	1,940	1,929
増加率	4.2%	0.7%	-1.0%	1.0%	-0.6%
平均	0.9%				

※各年４月１日の身体障害者手帳交付者数の実績による。

【表 2-2-2：計画期間の身体障害者手帳交付者数の想定人数】単位：人

	H30	H31	H32
想定人数	1,956	1,979	2,003
増加率※	1.4%	1.2%	1.2%

※近年５年の実績に市人口の予想人口の増加割合比率を乗じた数による。

【表 2-2-3：年代別の身体障害者手帳交付者数】　　単位：人

年代別	H25	H26	H27	H28	H29
0 代	28	28	32	35	35
10 代	28	28	30	29	29
20 代	44	40	43	39	38
30 代	76	70	65	74	70
40 代	136	140	140	136	137
50 代	161	161	166	178	176
60 代	389	356	331	338	328
70 代	556	589	580	555	548
80 代	434	439	443	468	464
90 代	74	87	90	86	101
100 代	0	1	0	2	3
合　計	1,926	1,939	1,920	1,940	1,929
～10 代	56	56	62	64	64
構成割合	2.9%	2.9%	3.2%	3.3%	3.3%
20～50 代	417	411	414	427	421
構成割合	21.7%	21.2%	21.6%	22.0%	21.8%
60 代～	1,453	1,472	1,444	1,449	1,444
構成割合	75.4%	75.9%	75.2%	74.7%	74.9%

※各年４月１日の身体障害者手帳交付者数の実績による。

【表 2-2-4：29 年度の年代別・等級別の人数】　　単位：人

	～10 代	20～50 代	50 代以下合計	60 代～	計
１級	18	122	140	430	570
２級	20	70	90	182	272
３級	11	90	101	336	437
４級	7	87	94	352	446
５級	3	34	37	78	115
６級	5	18	23	66	89
合　計	64	421	485	1,444	1,929

※各年４月１日の身体障害者手帳交付者数の実績による。

【表 2-2-5：障害部位別の身体障害者手帳交付者数】　　単位：人

障害部位別	H25	H26	H27	H28	H29
視覚障害	108	111	105	109	104
聴覚障害	108	111	116	124	121
言語障害	20	18	18	20	18
肢体不自由	1,069	1,051	1,031	1,019	1,004
内部障害	621	648	650	668	682
合　計	1,926	1,939	1,920	1,940	1,929

※各年４月１日の身体障害者手帳交付者数の実績による。

（４）知的障害のある人

知的障害のある人は、近年５年の実績推移から平均増加率は４．１％となっています。平成２５年度と平成２９年度を比較して、C判定の増加率が最も高く（表 2-3-1)、軽度の障害がある人について、障害者相談支援センター等の取り組みなどにより、福祉制度に繋がりやすくなっていると考えられます。

知的障害に関しては、子ども（１０代以下）の構成割合が４７．８％と高い割合となっています。障害のある人全体の構成割合においても、２０代以下における知的障害の割合は、身体障害や精神障害と比較して明らかに高い状況です。さらに、１０代以下の構成割合は年々増加傾向にあり（表 2-3-3)、比較的早い段階で手帳を取得する人が増加していることを裏付けています。

なお、知的障害のある人は、特に環境の変化を苦手とする人も多いことから、一定の人数がいる６０代以上の人について、長年、障害福祉サービスを利用している人が６５歳になったとき、介護保険制度への移行が特に今後の課題と考えられます。

【表 2-3-1：近年５年の療育手帳交付者数の実績】　　単位：人

等級別	H25	H26	H27	H28	H29	H25 と H29 の増加率
A判定	136	147	149	149	154	13.2%
B判定	83	78	76	81	88	6.0%
C判定	91	108	111	120	118	29.7%
合　計	310	333	336	350	360	16.1%
増加率	5.1%	7.4%	0.9%	4.2%	2.9%	
平均	4.1%					

※各年４月１日の療育手帳交付者数の実績による。

【表 2-3-2：計画期間の療育手帳交付者数の想定人数】単位：人

	H30	H31	H32
想定人数	383	404	426
増加率※	6.5%	5.5%	5.4%

※近年５年の実績に市人口の予想人口の増加割合比率を乗じた数による。

【表 2-3-3：年代別の療育手帳交付者数】　単位：人

年代別	H25	H26	H27	H28	H29
0 代	57	66	73	79	77
10 代	80	88	85	91	95
20 代	59	64	62	60	62
30 代	49	45	41	43	42
40 代	40	42	49	49	53
50 代	11	15	12	14	16
60 代	8	8	11	10	11
70 代	6	4	2	3	3
80 代	0	1	1	1	1
90 代	0	0	0	0	0
100 代	0	0	0	0	0
合　計	310	333	336	350	360

～10 代	137	154	158	170	172
構成割合	44.2%	46.2%	47.0%	48.6%	47.8%

20～50 代	159	166	164	166	173
構成割合	51.3%	49.9%	48.8%	47.4%	48.0%

60 代～	14	13	14	14	15
構成割合	4.5%	3.9%	4.2%	4.0%	4.2%

※各年４月１日の療育手帳交付者数の実績による。

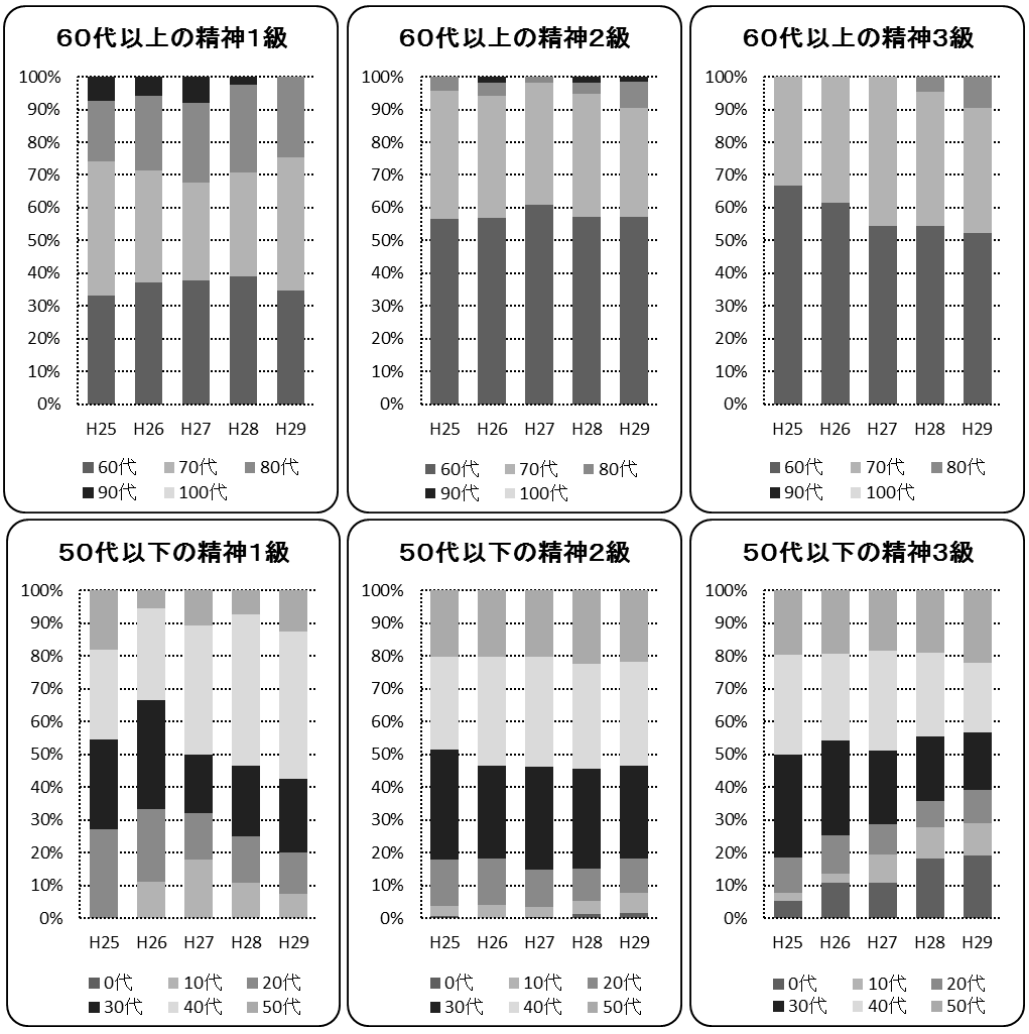
（５）精神障害のある人

精神障害のある人は、近年５年の実績推移から平均増加率は１１．４％（表 2-4-1）となっており、すべての等級において高い増加率となっています。特に１級の増加率が高い状況です。

年代別では、１０代以下の構成割合が特に増加しており、平成２５年度と平成２９年度を比較して、4．5倍の人数になっています(表 2-4-3)。

等級別では、３級において、３０代以下の構成割合が増加しています（５０代以下の精神３級のグラフ参照)。前述のとおり１０代以下の増加が顕著であり、発達障害等による手帳の取得が進んでいると考えられます。

また、６０代以上の年代の人数も増加していることから（表 2-4-3)、認知症等による手帳取得が進んでいると考えられます。



【表 2-4-1：近年５年の精神障害者保健福祉手帳交付者数の実績】　　単位：人

等級別	H25	H26	H27	H28	H29	H25 と H29 の増加率
１級	38	53	65	69	89	134.2%
２級	229	248	254	280	306	33.6%
３級	116	129	141	159	162	39.7%
合　計	383	430	460	508	557	45.4%
増加率	17.8%	12.3%	7.0%	10.4%	9.6%	
平均	11.4%					

※各年４月１日の精神障害者保健福祉手帳交付者数の実績による。

【表 2-4-2：計画期間の精神障害者保健福祉手帳交付者数の想定人数】単位：人

	H30	H31	H32
想定人数	658	758	871
増加率※	18.1%	15.2%	14.9%

※近年５年の実績に市人口の予想人口の増加割合比率を乗じた数による。

【表 2-4-3：年代別の精神障害者保健福祉手帳交付者数】　　単位：人

年代別	H25	H26	H27	H28	H29
0 代	6	11	14	28	31
10 代	8	13	21	25	32
20 代	39	44	38	37	44
30 代	93	92	96	101	103
40 代	83	97	115	120	125
50 代	57	61	66	78	89
60 代	51	58	57	60	64
70 代	37	41	40	43	49
80 代	7	10	10	14	19
90 代	2	3	3	2	1
100 代	0	0	0	0	0
合　計	383	430	460	508	557
～10 代	14	24	35	53	63
構成割合	3.7%	5.6%	7.6%	10.4%	11.3%
20～50 代	272	294	315	336	361
構成割合	71.0%	68.4%	68.5%	66.2%	64.8%
60 代～	97	112	110	119	133
構成割合	25.3%	26.0%	23.9%	23.4%	23.9%

※各年４月１日の精神障害者保健福祉手帳交付者数の実績による。

（６）発達障害のある人

障害者には、発達障害のある人も含まれるため、障害福祉サービス等の対象者と同等の障害があると認められる人は、診断書などに基づいて障害福祉サービス等を利用することができます。

現在、発達障害者数を把握する統計はありませんが、厚生労働省の研究資料においては、注意欠陥／多動性障害（ＡＤＨＤ）、学習障害（ＬＤ）、高機能広汎性発達障害（ＨＦＰＤＤ）、軽度精神遅滞の発達障害のある子どもの発生頻度が８．２～９．３％であると推定されています。

その推計を単純に本市の平成２９年４月の人口に当てはめると、１８歳未満の児童のうち、１，４５０～１，６５０人程度の児童に発達障害があると推察され、大人を含めると７，３００～８，３００人程度の人に発達障害があると推察されます。

なお、文部科学省調査においては、小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合は、６．５％と推定されています。

厚生労働省資料（平成 18 年度）
「軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアル」
文部科学省調査（平成 24 年度）
「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」より
※字句等の表現については、原文のまま引用しています。

（７）難病患者

平成２５年度の法改正より難病等が障害範囲に加わり、障害福祉サービス等の対象者と同等の障害があると認められる難病患者等は、診断書などに基づいて障害福祉サービス等を利用することができます。また、難病等とは、治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいい、障害者総合支援法では、３５８疾病（平成２９年４月１日現在）をその対象範囲としています。

なお、本市の難病患者（特定疾患医療費公費負担者）数は、平成２８年度末時点で４８７人（瀬戸保健所資料）となっています。

（８）医療的ケア児

平成２８年６月３日公布の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとしています。

なお、本市で把握している医療的ケア児（重症心身障害児含む。）の数は、平成２８年度末時点で１９人となっています。